平成29年度版（2017年4月から2018年3月まで）
五所川原市 家庭ごみ収集カレンダー

H コース

鎌谷町（国道339号沿い～防災センター前）、田町、栄町、弥生町、布屋町、新町、川端町、岩木町、本町、東町、浅井、七ッ館 **H**

ごみの分別や出し方は、「家庭ごみ分別表（保存版）」を確認してください。

※「家庭ごみ分別表（保存版）」を紛失した等の場合は、環境対策課（金木・市浦は総合支所窓口）で配布いたします。

△ **燃やせるごみ**（生ごみ、紙、木、布、革）

○ **燃やせないごみ**（ガラス、せともの、ゴム、蛍光灯、電池等）

◇ **プラスチック類リサイクル**（プラスチック容器、包装フィルム、ポリ袋、発泡スチロール類、フタ等）

□ **資源リサイクル**（ペットボトル、びん、缶）

☆ **紙・金属・小型電子機器等リサイクル**（新聞・チラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・本・雑紙、小型家電製品、携帯電話、金属類等）

平成29年4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	△4	5	○6◇	△7	☆8
9	10	△11	12	□13	△14	15
16	17	△18	19	○20◇	△21	22
23	24	△25	26	□27	△28	29
30						

5月

日	月	火	水	木	金	土
	1	△2	3	○4◇	△5	6
7	8	△9	10	□11	△12	☆13
14	15	△16	17	○18◇	△19	20
21	22	△23	24	□25	△26	27
28	29	△30	31			

6月

※年に1度の不燃系粗大ごみの無料回収は、6月上旬から7月中旬にかけて実施します。

日	月	火	水	木	金	土
				○1◇	△2	3
4	5	△6	7	□8	△9	☆10
11	12	△13	14	○15◇	△16	17
18	19	△20	21	□22	△23	24
25	26	△27	28	○29◇	△30	

7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	△4	5	□6	△7	☆8
9	10	△11	12	○13◇	△14	15
16	17	△18	19	□20	△21	22
23	24	△25	26	○27◇	△28	29
30	31					

8月

日	月	火	水	木	金	土
		△1	2	□3	△4	5
6	7	△8	9	○10◇	△11	☆12
13	14	△15	16	□17	△18	19
20	21	△22	23	○24◇	△25	26
27	28	△29	30	□31		

9月

日	月	火	水	木	金	土
					△1	2
3	4	△5	6	○7◇	△8	☆9
10	11	△12	13	□14	△15	16
17	18	△19	20	○21◇	△22	23
24	25	△26	27	□28	△29	30

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	△3	4	○5◇	△6	7
8	9	△10	11	□12	△13	☆14
15	16	△17	18	○19◇	△20	21
22	23	△24	25	□26	△27	28
29	30	△31				

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	○2◇	△3	4
5	6	△7	8	□9	△10	☆11
12	13	△14	15	○16◇	△17	18
19	20	△21	22	□23	△24	25
26	27	△28	29	○30◇		

注：休み 年末年始はごみの受入れ施設が休止となり、ごみの収集も休みになりますのでご理解とご協力をお願いします。

12月

日	月	火	水	木	金	土
					△1	2
3	4	△5	6	□7	△8	☆9
10	11	△12	13	○14◇	△15	16
17	18	△19	20	□21	△22	23
24	25	△26	27	○28◇	△29	30
休み						

平成30年1月

日	月	火	水	木	金	土
	休1み	休2み	休3み	□4	△5	6
7	8	△9	10	○11◇	△12	☆13
14	15	△16	17	□18	△19	20
21	22	△23	24	○25◇	△26	27
28	29	△30	31			

平成30年2月

日	月	火	水	木	金	土
				□1	△2	3
4	5	△6	7	○8◇	△9	☆10
11	12	△13	14	□15	△16	17
18	19	△20	21	○22◇	△23	24
25	26	△27	28			

※平成30年度版カレンダーの発行は平成30年2月26日頃を予定しています。

平成30年3月

日	月	火	水	木	金	土
				□1	△2	3
4	5	△6	7	○8◇	△9	☆10
11	12	△13	14	□15	△16	17
18	19	△20	21	○22◇	△23	24
25	26	△27	28	□29	△30	31

「お願い」
①指定ごみ袋には必ず町名・氏名（世帯主の名前をフルネーム）を記入してください。
②収集日の朝8時までに集積場所に出してください。
③分別がきちんとされていない等、ルール違反のごみは収集しませんのでご了承ください。

お問い合わせ

五所川原市役所　民生部　環境対策課　TEL 35－2111
http://www.city.goshogawara.lg.jp

会社・商店等の事業所は、法律により自らの責任で廃棄物を処理しなければいけませんので、この「ごみ収集カレンダー」を利用して、町内にある集積所にごみを出すことはできません。